神労発総０７０５第１号
平成３０年７月１日

神奈川労務安全衛生協会
会　　長　殿

神奈川労働局長

労働保険手続等に係る電子申請及び口座振替制度の利用促進について（依頼）

平素から労働行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請は平成２２年１月から総務省電子申請システム（e-Gov）に統合されておりますが、現在政府においては、行政手続簡素化の３原則に則り、事業主の行政手続きコストの２０％削減に取り組むよう求められており、基本計画において電子申請利用率の向上に取り組むこととしております。

電子申請は、労働局や労働基準監督署に赴くことなく２４時間、３６５日労働保険関係の手続きが行えます。また、代理人選任届により、当該代理人の公的個人認証を利用し、電子証明を無料で取得することができます。

当局におきましても、横浜南労働基準監督署に労働保険の電子申請体験コーナーを設けるなど、労働保険手続きにおける電子申請の利用促進に取り組んでおります。

また、労働保険料の口座振替制度を利用いただくことで、金融機関の窓口に赴くことなく納付が行えます。また、当初の手続きにより翌支払期以降も継続して口座振替による納付が行え、振替手数料も不要で、第１期労働保険料の納付期限が最大約２か月延長されるメリットもあります。

特に電子申請と口座振替を併せて利用することにより、一層の利便性を享受することが可能となります。

つきましては、積極的な電子証明書の取得と利用、及び口座振替制度の利用促進に対する、貴会の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

併せて会員の皆様方への周知につきましても、特段の御配慮を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

※ 電子政府の総合窓口（e-gov）　http://www.e-gov.go.jp
※ 厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp

労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

1. 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
2. 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
   ※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
3. 手数料はかかりません。
4. 保険料の引き落としに最大約２カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、
第１期、第２期、第３期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成30年7月10日	平成30年10月31日	平成31年1月31日
口座振替納付日	平成30年9月6日	平成30年11月14日	平成31年2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
口座振替申込期限	~~平成30年2月26日~~（※）	平成30年8月14日	平成30年10月11日

（※）申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索　厚生労働省　労働保険　口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

◎毎回、口座振替納付日の約３週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。

◎口座振替納付後も、約３週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。

都道府県労働局・労働基準監督署
社会保険・労働保険徴収事務センター

電子政府の総合窓口
「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス！

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（ＩＣカードリーダライタは別途必要です。）

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
http://www.e-gov.go.jp

＊電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。

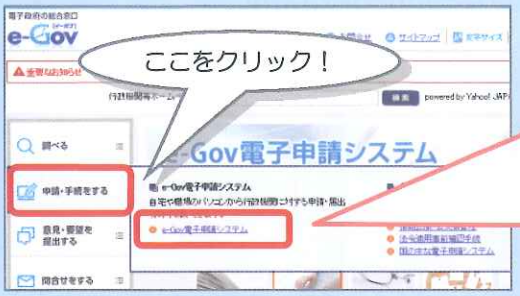

ここから準備スタート！（裏面へ）

厚生労働省

下の６つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html

チェック 2 Ｊａｖａを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請で必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。

Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html

チェック 3 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式

- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式

法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

「ポップアップブロックを解除する」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html

チェック 5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

「信頼済みサイトへの登録」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html

チェック 6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。

「電子申請用プログラムのインストール方法について」
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html

上記、6つのチェックは、e-Govウェブサイト上で行えます。
「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページにアクセスしてください。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html

『事前準備ガイドBOOK』 などの
各種マニュアルもご用意しています。
http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/

出典：e-Govウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。